

「みやぎ Free Wi-Fi」設置規約

(趣旨)

第1条 本規約は、宮城県(以下「県」という。)の無料公衆無線 LAN「みやぎ Free Wi-Fi」のサービス(以下「本サービス」という。)を提供するためにアクセスポイントを設置する施設運営者等(以下「設置者」という。)が遵守しなければならない事項を定めるものである。

(設置申請)

第2条 設置者は、本規約の内容を理解し同意の上、「みやぎ Free Wi-Fi」設置(新規・変更・廃止)申請書(別紙様式)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、事前に県に申請するものとする。

2 設置者は、次の各号に同意するものとする。

- (1) 無線 LAN 機器、インターネット回線等は設置者の負担において設置・運用すること。
- (2) 県が指定する SSID (アクセスポイントの識別名) を設定すること。
- (3) 利用者が無料かつ特定の電気通信事業者との利用契約に限定されずに本サービスの提供を受けられること。
- (4) 「みやぎ Free Wi-Fi」によるインターネット接続完了後、県の指定する Web サイトに転送(リダイレクト)させること。
- (5) 端末の利用履歴を特定する等、警察、裁判所のほか関係省庁からの法令に基づく照会に対応できる機能を有すること。
- (6) 利用者が本サービスへアクセスした各種ログを県が利用すること。
- (7) 災害時には利用者にインターネット接続を開放できること。
- (8) 「みやぎ Free Wi-Fi」を整備する施設(以下「施設」という。)の名称、所在地及び整備箇所について、県の Web サイトへの掲載など、県が「みやぎ Free Wi-Fi」の周知や利用者向けの情報発信のために活用すること。

3 県は、申請内容について審査を行い、共通ロゴマークステッカーの提供をもって承認するものとする。

(設置の制限)

第3条 県は、「みやぎ Free Wi-Fi」の設置及び本サービスの提供が次のいずれかに該当する場合、承認しないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)によるとき。
- (2) 事業者(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は

便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の営業に供するとき及びそれに類するものと県が認めるとき。
- (7) 法令及び条例に反する、又はそのおそれがあると県が認めるとき。
- (8) 県の信用又は品位を害する、又はそのおそれがあると県が認めるとき。
- (9) その他、設置及び使用が適当でないと県が認めるとき。

（変更、廃止等）

第4条 設置者は、「みやぎ Free Wi-Fi」の設置箇所、設置内容等の変更又は設置の廃止を行う必要が生じた場合、速やかに申請書に必要事項を記入し県に提出しなければならない。

（調査、報告）

第5条 県は「みやぎ Free Wi-Fi」の設置状況等について必要に応じて設置者に報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（承認の取消し）

第6条 「みやぎ Free Wi-Fi」の設置において次のいずれかに該当する場合、県は設置の承認を取り消し、本サービスを提供できないものとする。

- (1) 設置者が本規約に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他、設置及び本サービス提供の継続が適当でないと認められるとき。

（免責事項）

第7条 本サービスの提供に関して利用者に生じた損害、設置者に生じた損害、承認の取消しにより生じた損害、及びその他のいかなる損害について、県は一切の責任を負わないものとする。

（規約の変更）

第8条 県は、本規約の内容に変更等が生じた場合、県のWebサイトにおいて公開するものとする。

（その他）

第9条 本規約に定めのない事項又は内容に疑義を生じた場合は、県と設置者は誠意を持って協議し、解決するものとする。

附 則

この規約は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年12月16日から施行する。

(別紙様式)

「みやぎ Free Wi-Fi」設置（新規・変更・廃止）申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
氏名

法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

「みやぎ Free Wi-Fi」設置規約に同意し、下記のとおり申請します。
また、「みやぎ Free Wi-Fi」設置規約第3条のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

1 申請内容

申請種別	(1) 新規	(2) 変更	(3) 廃止
変更内容／廃止理由 ※1			
※2	設置施設の住所	〒	
	設置施設の名称		
	設置施設の電話番号		
	設置施設の営業時間・定休日	・営業時間 時 分から 時 分まで ・定休日	
	設置施設のホームページ URL		
施設におけるアクセスポイントの数			
施設におけるアクセスポイントの設置箇所（例：1F ロビー）			
サービス提供（設置／変更／廃止）予定日	年 月 日		

※1 変更又は廃止の場合のみ記入してください。

※2 本欄に記載された内容を県 Web サイトに掲載します。

2 連絡先

担当者名		
担当者電話番号/FAX 番号	TEL:	FAX:
担当者メールアドレス		